

八王子市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、八王子市(以下「市」という。)内の居宅介護支援事業所等において、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムの活用を見据えた ICT 環境整備を促進し、介護現場の業務負担軽減及び生産性向上を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、介護保険法及び関係法令の例による。

(交付対象事業者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内において介護保険法に基づくサービスを提供する事業所のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 居宅介護支援事業所及びケアプランデータ連携標準仕様に基づく情報連携を行う居宅サービス事業所。
- (2) ケアプランデータ連携システムの導入を予定していること。
- (3) 八王子市暴力団排除条例(平成 23 年条例 23 号)第2条第1項第2号又は第3号に該当する者でないこと
- (4) 法令違反により行政処分を受けていない者
- (5) 令和8年3月31日時点で必要な事業年度分の市税の申告がなされており、かつ市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和8年7月1日から令和8年12月27日までの間に、この要綱に基づく交付決定を受けた後に契約及び支出を行ったものであって、次に掲げる経費とする。

- (1) ケアプランデータ連携システムの利用に供するパソコン、タブレット端末その他の機器の購入に要する経費
- (2) 前号の機器の設置に必要な付帯機器(Wi-Fi ルーター等)の購入に要する経費

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) ソフトウェアの月額利用料及びライセンス更新費
- (2) 振込手数料その他間接経費
- (3) 国、他の自治体又は市が実施するその他の補助を受けているもの

(補助金額及び補助限度額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の範囲内で、1事業所につき10万円を上限として、予算の範囲内において交付するものとする。
- 2 前項の規定により算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、1事業所1回限りとする。

(補助要件)

- 第6条 補助対象事業者は、導入した機器を用いてケアプランデータ連携システムを導入し、かつ利用すること。
- 2 本要綱においてケアプランデータ連携システムを導入済みとは、システムの利用申請のみを行った状態ではなく、システムのインストール及び利用環境の設定が完了し、当該システムを利用できる状態にあることをいう。

(申請期間)

- 第7条 補助金の交付申請は、令和8年7月1日から令和8年12月27日までの間に行わなければならない。
- 2 市長は、申請額の合計が予算額に達したときは、前項の期間内であっても申請の受付を終了することができる。

(交付申請)

- 第8条 交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)及び補助金導入計画書(第2号様式)に関係書類を添えて、別に指定する期日までに八王子市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定等)

- 第9条 市長は、前条に基づく申請があったときは、補助金交付申請書(第1号様式)及び補助金導入計画書(第2号様式)、関係書類の審査等を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、事業完了後、令和 9 年 1 月 31 日までに、補助金実績報告書(第5号様式)及びその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の報告に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、第11条の規定による補助金交付額確定通知書を受けたときは、
所定の期日までに請求書(第7号様式)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。この場合においては、補助金交付決定取消及び返還通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

- (1)虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2)この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3)補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4)その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産処分による収入の納付)

第15条 第14条の規定による市長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の管理義務)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第18条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税仕入控除税額報告書(第9号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(施行期日)

附則 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

附則 この要綱の有効期限は令和12年3月31日までとする。